

「人と自然が調和し大自然を次世代に伝える」まちづくり再生計画

新	旧
<p>1～4 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5-1)全体の概要</p> <p>町道は、集落間を結ぶ道路として、また、幹線道路の代替道路として、地区住民にとって重要な基盤であることから、改良・舗装を中心に効果的な整備に務め、本町中心部へのアクセスの短絡化を進める。</p> <p>町道整備により、本町で運行する交通機関「シャトルバス G ライン」の緻密な運行行程が可能となり、交通弱者をはじめ、一層の住民サービスが図られるとともに、町外からの観光客の増加も見込まれ、町の活性化に寄与する。</p> <p>林道は、森林基幹道である荻原・波帰線（延長約 25 k m：平成元年以降開設）が、平成 19 年度に全線開通し、地区住民の利便性が向上したものの、開通まで 20 年近くの歳月を要したため、法面改良が必要な区間や砂利道の未舗装部があることから、法面改良と舗装を実施し、災害に強い林道を構築する。<u>さらに、森林基幹道である岩神・大石線の開設をはかることにより、適正な森林整備の推進による森林の多面的機能の発揮や、森林への入込み者の増加による森林の総合利用を促進し、あわせて国道 265 号の災害時等の迂回路としての役割を担うこととなる。</u></p> <p>これら道路網整備を進め、移動時間の短縮や大型機械の導入が可能となることにより、農林業の生産コストの低減を目指し、農林業の繁栄と活性化を図ることとする。</p> <p>第一次産業の繁栄とともに、本町の活性化を図ることにより、豊かな自</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5-1)全体の概要</p> <p>町道は、集落間を結ぶ道路として、また、幹線道路の代替道路として、地区住民にとって重要な基盤であることから、改良・舗装を中心に効果的な整備に務め、本町中心部へのアクセスの短絡化を進める。</p> <p>町道整備により、本町で運行する交通機関「シャトルバス G ライン」の緻密な運行行程が可能となり、交通弱者をはじめ、一層の住民サービスが図られるとともに、町外からの観光客の増加も見込まれ、町の活性化に寄与する。</p> <p>林道は、森林基幹道である荻原・波帰線（延長約 25 k m：平成元年以降開設）が、平成 19 年度に全線開通し、地区住民の利便性が向上したものの、開通まで 20 年近くの歳月を要したため、法面改良が必要な区間や砂利道の未舗装部があることから、法面改良と舗装を実施し、災害に強い林道を構築する。<u>このことにより、適正な森林整備の推進による森林の多面的機能の発揮や、森林への入込み者の増加による森林の総合利用を促進し、あわせて国道 265 号の災害時等の迂回路としての役割を担うこととなる。</u></p> <p>これら道路網整備を進め、移動時間の短縮や大型機械の導入が可能となることにより、農林業の生産コストの低減を目指し、農林業の繁栄と活性化を図ることとする。</p> <p>第一次産業の繁栄とともに、本町の活性化を図ることにより、豊かな自</p>

自然と活気ある町づくりを目指し、また次代に引き継いでいくこととする。

(5-2) 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

【 施設の種類 (事業区域) 事業主体 】 (略)

【 事業期間 】 (略)

【 整備量 】

・町道 3.7 km

・林道 10.8 km

【 事業費 】 (略)

(5-3) その他の事業 (略)

6~8 (略)

然と活気ある町づくりを目指し、また次代に引き継いでいくこととする。

(5-2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

【 施設の種類 (事業区域) 事業主体 】 (略)

【 事業期間 】 (略)

【 整備量 】

・町道 3.7 km

・林道 10.6 km

【 事業費 】 (略)

(5-3) その他の事業 (略)

6~8 (略)